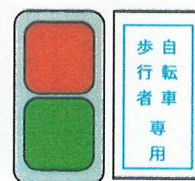


○	問1	自転車、リヤカー、そり、牛馬車などは「軽車両」である(道交法第2条11)。
○	問2	1978(昭和53)年4月7日の衆議院地方行政委員会における警察庁長官の説明にある。「普通自転車」は道交法第63条の3で規定されている。
×	問3	基準を満たす二輪又は三輪の自転車で他の車両をけん引していないものである。
×	問4	原動機の力が10km/h未満で人の力の2倍以下、24km/hで以上でゼロであるもの等は普通自転車である(施行規則第1条の3)。
○	問5	そのとおり。
×	問6	幅60cmである(施行規則第9条の2)。
○	問7	道交法第2条11、11の2によると、「小児用の車」は普通自転車から除かれている。警察庁の見解では、「小学校入学前まで(6歳未満)の者が乗車している自転車」とされている。
×	問8	右の標識がある場所はいい。ただし、2両まで。
×	問9	歩行者専用路側帯(白線2本)を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯に限り走行できる。歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行する。
×	問10	3回以上ではなく、2回以上。
×	問11	65歳以上ではなく、70歳以上。
○	問12	TS: Traffic Safety。TSマークは1979(昭和54)年10月に導入された。
○	問13	道交法違反ではないが、教則第3章2節に「一時停止をし、安全を確かめなくてはなりません。自転車を押して歩きましょう」と書かれている。
×	問14	道交法第54条の「警音器を鳴らす義務」を果たすためには必要である。
×	問15	右に見ながらよける(道交法第63条の4、教則第3章第2節の1)。
×	問16	道路上の矢羽マークと道路標識の両方が必要である。いずれかが欠けていると「自転車専用通行帯」とは認められない。指定された車両通行帯を通行しなければならない(道交法第20条第2項)。
○	問17	そのとおり。自転車道は道路法第48条の14第2項、道交法第2条第1項などで規定されており、やむを得ない場合を除き自転車道を通行しなければならない(道交法第63条の3)。
○	問18	そのとおり。道交法第63条の6「自転車の横断方法」で規定されている。
×	問19	3m以内である(施行規則第9条の3)。
×	問20	「歩行者自転車専用信号機」が設置されている場合は、どこを通行している場合であっても、それに従わなければならない。「車両用信号機」と「歩行者用信号機」が設置されている場合は「車両用信号機」に従わなければならない。



注: 道交法: 道路交通法、施行規則: 道路交通法施行規則、教則: 国家公安委員会告示「交通の方法に関する教則」